

碧南市立東中学校いじめ防止基本方針

1 いじめの防止についての基本的な考え方

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係ある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」
(いじめ防止対策推進法 総則)

いじめは、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。また、どの生徒も被害者にも加害者にもなりうる。学校では、これらの基本的な考えを基に、全教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく必要がある。

何より学校は、生徒が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場ではなくてはならない。生徒一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。そうした中で、生徒が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

2 いじめ防止対策組織

いじめ防止等に組織的に対応するために、「いじめ・不登校対策委員会」を設置し、定期的開催する。さらに、「いじめ・不登校対策委員会」との連携を図り、教職員によるいじめ防止対策を推進する「生徒指導部会」を設置し、いじめのささいな兆候や懸念、生徒からの訴えを把握し、共通理解をもって組織的に対応する。

(1) 「いじめ・不登校対策委員会」の役割及び構成員

- ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認をする。
- イ 学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策の検討をする
- ウ 教職員への共通理解と、生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発をする。
- エ 構成員は、校長、教頭、教務主任、校務主任、保健主事、生徒指導主事、SC、PTA会長、PTA副会長、保護司、民生委員、主任児童委員、人権擁護委員、青少年育成推進委員、小学校教頭とする。

(2) 「生徒指導連絡会」の役割及び構成員

- ア 「いじめ・不登校対策委員会」へいじめ防止対策の現状について報告をする。
- イ いじめアンケートや教育相談の実施を推進し、結果の集約・分析等を行い、実効あるいじめ防止対策に努める。
- ウ いじめ、もしくはいじめの疑いがあるとの情報があつた場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消にむけた指導・支援体制を組織する。必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
- エ いじめ問題が解消したあとも、生徒の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。
- オ 構成員は、教頭、生徒指導主事、学年生徒指導担当、養護教諭、心の教室相談員、SCとする。

3 いじめの防止等に関する具体的な取組

(1) いじめの未然防止の取組

- ア 生徒同士の関わりを大切に、互いに認め合い、共に成長していく学級づくり・学校づくりを進める。
- イ 生徒の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。
- ウ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。
- エ 情報モラル教育を推進し、生徒がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。

(2) いじめの早期発見の取組

- ア いじめアンケートや教育相談を定期的実施し、生徒の小さなサインを見逃さないように努める。
- イ 教師と生徒との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- ウ いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、生徒が相談しやすい環境を整える。

(3) いじめに対する措置

- ア いじめの発見・通報を受けたら「生徒指導連絡会」を中心に組織的に対応する。
- イ 被害生徒を守り通すという姿勢で対応する。
- ウ 加害生徒には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- エ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラー等の専門家や、警察署、児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組む。
- オ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- カ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。

4 重大事態への対応

- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに碧南市教育委員会に報告をし、協議を行い、対応をする。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ・不登校対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
- (3) 調査結果については、被害生徒、保護者に対して適切に情報を提供する。

5 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCAサイクルで見直し、実効性のある取組となるよう努める。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケートを実施し、いじめ・不登校対策委員会でいじめに関する取組の検証を行う。

6 その他

- (1) いじめ防止に関する校内研修を計画し、生徒理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
- (2) 「学校いじめ防止基本方針」は毎年4月に保護者への周知をする。
- (3) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止についても取り組む。

令和6年度取り組みの年間計画

	「いじめ不登校対策委員会」 「生徒指導連絡会等」	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携
4月	○「いじめ防止基本方針」の内容の確認	○相談室やSCの生徒、保護者への周知 ○学級開き、学年開き ○保健指導	○いじめ相談窓口の生徒、保護者への周知 ○身体測定 ○セラプラスアンケート	○HPにて「いじめ防止基本方針」の周知 ○保護者懇談会 ○授業参観
5月		○芸術鑑賞会 ○修学旅行(3年)	○生活相談(担任)	○部活動見学
6月	○校内研修 「いじめ防止について」	○みどりの学校(2年) ○福祉実践教室(1年) ○スマホ教室(全学年)	○コンサルテーション	○2年生PTAあいさつ運動
7月	○教職員への学校評価アンケート ○学校評議員会(いじめ不登校対策委員会を兼ねる)	○SCによるメンタル学習(1年)	○教育相談週間 ・いじめアンケート ・二者懇談(担任) ・生徒への学校評価アンケート	○三者懇談会 ○保護者への学校評価アンケート
8月	○アンケート結果の集約 ○取組の実施と進捗状況の確認			○3年生PTA夏のパトロール
9月		○合唱コンクール ○職場体験学習(2年)	○生活相談(担任)	○学校評価アンケート集計結果の周知 ○学校行事への参加呼びかけ
10月		○体育大会		○学校行事への参加呼びかけ
11月			○教育相談週間 ・いじめアンケート ・二者懇談(担任) ・生徒への学校評価アンケート	
12月	○教職員への学校評価アンケート ○学級経営、学年経営のふり返り	○人権週間 ○赤い羽根募金運動		○三者懇談会 ○保護者への学校評価アンケート
1月				○学校評価アンケート集計結果の周知
2月	○教職員自己評価 ○学校評議員会(いじめ不登校対策委員会を兼ねる)	○保健授業「心の健康」 ○卒業生を送る会	○教育相談週間 ・いじめアンケート ・二者懇談(担任)	
3月	○学級経営、学年経営のふり返り ○評価結果を検証し、「基本方針」の見直し	○1年学年行事		
通年	○校内のいじめに関する情報の収集 ○対応策の検討	○集会における校長講話 ○道徳教育の充実 ○体験活動の充実 ○わかる授業の充実 ○生徒会あいさつ運動	○健康観察の実施 ○SCによる相談 ○生活の様子の観察 ○三行日記	○地域ボランティア活動の推進